

『建武年中行事』雑考(六)

佐藤厚子

神今食

○中世の神今食

国家儀式は、時代の推移とともに、そのあり方を変容させて行く。変容は、存続のための必須条件である。国家の儀式体系の中で、当の儀式が何らかの機能を果たす限り、儀式は、時代の解釈を取り込みつつ存続して行く。

古代国家の成立に伴って整備された令制儀式の多くも、次第作法に相応の改変を加えつつ、中世に至るまで命脈を保った。それら令制儀式の中でも、「月次神今食」は、早くから成立当初の姿を見失い、著しい内実の変化を遂げながら、その後も数世紀にわたり、時々的情勢に応じた形で生きながらえたのである。

本稿の目的は、まず第一に、『建武年中行事』の神今食の記事を解読し、その儀式叙述の性格を見極めること。さらに、その作業を通して、当の神事がどのような姿で、あるいはどのような観念を以て、中世に存在したのかを探ることにある。

六月十一日御神事、一日よりはじまる。行幸あり。

神今食は、六月と十二月の十一日、月次祭の夜に行われた神事(『貞観儀式』「神今食儀」及び『延喜神祇式』)。「建武年中行事」本文に「一日よりはじまる。」とあるのは、月次神今食の神事そのものではなく、そのための潔斎期間が六月一日より始まるとの意であろう。

順徳院撰『禁秘抄』「神事次第」は、「二季ノ月次神今食」の注に、自二日至三十一日也。十二日朝解斎。仍自一日僧尼重軽服人不參。但無行幸之時ハ、真実御身潔斎自二十日也。中祀作法皆同之。

と記している。「神事次第」は、恒例の神事について、特に潔斎に關する天皇作法を記すもので、これも、月次神今食の潔斎期間が当月の一日より当日までであること、それは「中祀」の例によることを述べているのである。

『延喜神祇式』は、祈年・神嘗・新嘗・賀茂等の祭とともに、月次祭を中祀と定める。また、その潔斎期間については、遡って『神祇令』に、散齋三日を中祀とせよとの規定がある。つまり、『禁秘抄』の言う「中祀作法」は、少なくとも令の規定からは外れた、後世の習いである。

『江家次第』「月次祭一は、「前散齋一日」即ち祭の前々日に、神今食に供奉する五位以上の卜定を行うとしており、十二世紀の当時に、中祀散齋三日の認識が、全く失われていたというわけではなかったことがわかる。だが一方では、この基準とは別に、中祀の潔齋を当月の一日から始めることが、早くから慣例として行われていたものらしい。

藤原忠実の談話を記した『中外抄』によれば、二月四日の祈年祭にあたっては一日より仏事を忌むのが例だが、白河院はこれを誤りとし、正しくは二日より忌むと説いたという（上巻六三話）。また、四月中西日の賀茂祭については、八日に灌仏があれば九日より、杜本・当麻・大神祭等の使発遣などの神事と重なり灌仏が停止となれば一日より潔齋に入るのが通例であるが、白河は、灌仏の有無に拘わらず九日より潔齋にはいるのが正しいとしたという（同三六話・六四話）。

白河の説は、祈年・賀茂等、中祀の潔齋期間は前後齋を含めた三日間で十分であるというもので、おそらく令の規定を根拠としたのだろう。しかし、当時としては、むしろ当月の一日から潔齋を始めるのが常識とされていたわけである。白河の言は、父後三条の所説を承けたものと思われるから、そうした通念は、既に摂関期以前から定着していたとも考えられる。ちなみに、『禁秘抄』は、『神祇令』の「中祀」のうち祈年祭についてのみ、「白川院仰」により前後齋の説を用いるとし、新嘗・賀茂祭は、いずれも月次神今食に同じく、当月の一日より潔齋を始めることとしている（神嘗祭の潔齋期間については、特に記載がない）。

少なくとも院政期以降に於ては、月次神今食のための潔齋が一日から始められたものとして、それでは、この期間にどのような作法

があったのだろうか。『禁秘抄』は、『神祇令』の散齋の規定にも見える「六種ノ忌」（不_レ弔_レ喪、不_レ問_レ病、不_レ食_レ六、不_レ作_レ樂、不_レ判_レ刑殺、不_レ決_レ罰、不_レ預_レ穢惡）を挙げ、具体例によって日常の行動を慎むべきことを言うほかには、必要に応じて東庭にて御拜ありとするのみで、その記述からは、潔齋のための特別な行事があったか否かを確認し難い。だが一般には、月次神今食に先立って行われる「忌火御膳」「御贖」といった行事を、神事のための齋戒作法とする見方もある。

六月・十二月の一日、早旦の忌火御膳は、新たな火によって調達した膳を天皇に供するというもので、『公事根源』「供忌火御飯」は、これを以て月次神今食のための潔齋が始まるとする。確かに、潔齋に入るにあたって特別な食物をとるとするのは、神事の後の解齋の作法にも対応している。忌火御膳は十一月の一日にも行われたが（『江家次第』「忌火御飯」）、これも、神今食とほぼ同様の次第で行われる中卯日の新嘗祭のための齋戒作法と考えるのが自然である。また、御贖は、一日より八日までの間、神祇官が供進する贖物によって赦えを行うもの。『延喜神祇式』は六月・十二月の行事とするが、鎌倉初期の成立かとされる『年中行事秘抄』では、忌火御膳と同様、六月・十二月の他に十一月にも行うこととしている。

しかし、忌火御膳や御贖等が月次神今食に関わる齋戒作法と考えられていたとしても、それは、中祀の潔齋を当月の一日からとすることが慣例となつてから後のことであろう。月次神今食について、散齋三日の神事という認識が薄れるとともに、本来別個の行事であった忌火御膳や御贖をも、一連の作法として取り込んで行ったということではなからうか。

六月と十二月とは、赦えや靈鎮めの神事が集中している。それ

らは、いずれも「国家」の禍や穢を祓い鎮めようとするものであるが、具体的に清めの対象となるのは、神事によって一律ではない。大祓のように、神話的な「国家」の世界を対象とするもの、道饗祭や鎮火祭など、国家の中心たる都城や宮城の空間を対象とするもの、さらに、御贖や節折り等の如く、ミクロのレベルで天皇の身体を「国家」の表象とするものもある。こうした祓えや霊鎮めの神事は、具体的な事物や身体を対象とするものほど、実際の所作は禊等の齋戒作法と似通ったものとなり、その趣旨が互いに交錯するということも、比較の容易に生ずるのではないか。

一方、現存の文献によって知られる限り、月次神今食そのものにも、多分に複合的な性格が見られる。『貞観儀式』によれば、当日の昼間に、神祇官に於て班幣の行事がある。これは、神々を讃える祝詞を唱え、諸社に幣帛を分かつもの。その夜、天皇が内裏の西にあたる中和院（中院、神今食院）に行幸し、神今食の祭儀がある。その次第については後に具体的に見て行くが、宵・暁の神饌供進の他、神殿には寝具が設けられており、大嘗祭・新嘗祭に共通する内容を備える。一般には、班幣の儀と神今食とを併せて「月次祭」と称するが、また、昼間の班幣の儀を指して「月次祭」とし、夜の「神今食祭」と区別することもある。両者の関係をどう捉えるか、問題となるところであろう。

しかし、それだけではない。『令義解』「神祇」は、「月次祭」に注して「即如庶人宅神祭也。」とする。この解釈は、月次神今食そのものというより、むしろ、これに伴う「大殿祭」にこそ相応しいのではないか。大殿祭は、中臣・忌部の官人、御巫等が天皇の居殿にて祝詞を唱え呪術を施すもので、『貞観儀式』によれば神今食・大嘗祭等の前後に、あるいは、『延喜宮内式』によれば神今食・新嘗祭の

明日平坦に、必ずこれを行うとされている。

つまり、『令義解』『貞観儀式』等の成立した九世紀前半には、既に、月次神今食そのものが、成立当初のあり方を変容させており、複合的な形式を持つとともに、多義的な性格を有するものとなつていたのではないかと思う。本来の趣旨とは別に、祭祀の中核を曖昧化した月次神今食が、潔斎期間の長期化に伴い、別箇の系統に属する行事を取り込んで多義性をさらに強めて行くのは、成り行きとして必然であろう。

ならば、中世の月次神今食には、どのような意義付けがなされていたのか。また、国家儀式の体系の中で、どのような機能を果たしていたのか。その答えを探るための作業は、未だ始まつたばかりである。

さて、冒頭に掲げた『建武年中行事』本文には、「行幸あり。」とあった。これは、天皇が中和院にて自ら神今食の祭儀に臨むことを言う。先述の通り、神今食は天皇の親祭を本儀とする。一方、月次祭は神祇官で執行され、その場に天皇が臨むことはない。即ち、『建武年中行事』は、十一日の神事のうち、昼間の班幣行事には触れることなく、夜の神今食のみを記述の対象としているのである。

『建武年中行事』にとって、この神事は、神今食のみで完結するものである。その理由は、おそらく、神今食が天皇親祭の祭儀であるという一事にかかっている。詳しくは後述するが、例えば、本文を通覧した限りでも、『建武年中行事』の関心は、この神事の天皇作法（正確には、天皇作法と、その介添え役の作法）に集中しているからである。

ただ、実際の神今食については、『建武年中行事』の時代より数世紀も以前から、親祭は稀なこととなつていた。

九・十世紀の頃には既に、天皇の行幸のない例が珍しいことではなく、『西宮記』『神今食』の「神今食事」の項には、内裏の穢等に より神祇官に於て諸司に付して祭儀を執行させたという事例が、多数挙げられている。十二・三世紀になると、日記の類にも、行幸の記事は極めて稀であり、上卿以下が神祇官で執行したという例ばかりが目につく。

尤も、本来は天皇の行幸を必要とするものの、徐々に廃れていったという神事は、神今食に限らない。『中右記』長承元年（一一三二）十二月五日条には、「新院十六年、今上御宇九ヶ年間、神今食新嘗会例幣、如此神「事カ」行幸□絶了」とあり、鳥羽・崇徳代の延べ二十五年間、神今食・新嘗祭や、伊勢神嘗祭の幣帛使発遣に際して、行幸がなかったことがわかる。この月の神今食も、一旦は行幸が予定されたが、内の物忌のため実現しなかったという。記主の藤原宗忠は、三年後の保延元年（一一三五）にも、「二季神今食、九月例幣、新嘗会行幸、尤可被行也」と、これらの祭祀について、本儀の再興を奏請している。

こうした趨勢は、その後も変わることはなかったらしく、『禁秘抄』『神事次第』は、「神今食・例幣・新嘗会、以上四ヶ度ノ神事、必一両度ハ有テ行幸可被調其儀。夜陰ノ臨幸更非民愁。」としてゐる。神今食以下の神事は年間に四度あるが、そのうち、せめて一・二度は天皇自ら場に臨むべきだといふのである。十三世紀当時には、それらの神事に行幸のあることが、むしろ稀であるといふほどの状況になっていたのである。こうした教戒のなされる必要もあつたのだらう。

神今食以下の行幸が衰微した経緯には、さまざま要因が絡んでいるのだらう。ただ、儀式書の勅例等によつて、行幸停止の理由を

見て行くと、時に興味深い事例のあることに気付く。

行幸停止の理由として、年代を問わず圧倒的に多く見られるのは、勿論、触穢や物忌である。その他に、触穢や物忌ほど一般的ではないが、しばしば見られる理由として、方忌のためというものがある。方忌を理由とする天皇の不出御というのは、触穢や物忌によるそれとは基本的に性格を異にする。天皇が触穢や物忌の状態にあるのは、確かに祭祀に臨む条件として不都合であり、直接的な障碍であると言える。しかし、天皇にとつて祭場が方忌に当たるから行幸を見合わせるといふのは、天皇の身体に災厄の及ぶことを避けるのであり、もともと神事の遂行とは無関係なはずのことなのである。

『北山抄』『神今食事』は、「依有方忌、不出御例」として延喜三年（九〇三）及び天慶二年（九三九）を挙げている。これらは、いづれも、結果として行幸はなかったものの、これに対して異議や不審の出た例である。二例に共通する異論の趣旨は、方塞りであっても行幸自体を取り止めることはせず、還御の刻限を繰り上げることで忌みを避けるべきである、というものである。前者の例では、行幸に方忌の有無を問題とするようになり、還御を早める等の措置が取られるようになったのは「貞観以来」のことであるとの文言も見える。つまり、九世紀後半から十世紀前半にかけて、方忌が、神事行幸にも影響を及ぼすようになっていった、ということらしい。

これと似た事例としては、天皇の衰日に当たるため、あるいは坎日のため行幸なしということも、撰閏期の頃から記録に現れるようになる。方忌を避け、衰日や坎日避けることで災厄から守られねばならぬとされたのは、果たして、ミクロな（国家）としての天皇の身体だったのだらうか。それとも、あくまでも私的な個人としての天皇に、災厄が降りかかるのを恐れてのことだったのか。中世的

な公私の顛倒が徐々に浸透し、古代国家の祭祀体系を内から崩して行く、その一端が垣間見えるように思う。

先に引いた『禁秘抄』を振り返ってみよう。そこには、「夜陰ノ臨幸更非「民愁。」とあつた。十三世紀の天皇が、ややもすれば神今食以下の神事に行幸をためらう、その已むを得ぬ理由は「民愁」であるという。今や、触穢や物忌等といった条件ばかりが、行幸を妨げているのではない。仁政を尊ぶ天皇にとって、夜間の行幸により諸司を煩わせるのは、もとより忍び難いことなのである。穿つた読み方をすれば、神今食の行幸は、天皇に課せられた面倒なお荷物、もはや前代の遺物というのが、建前はともかくとして実際のところではなかつたのだろうか。

さらに時代が降つて十四世紀前半、『建武年中行事』の成つた当時、行幸の儀は、ほぼ廃絶の状況にあつたのではないかと思う。場合によつては、廃絶から相当の年数を経たという可能性もある。しかし、『建武年中行事』の拘るのは、あくまでも天皇の親祭になる神今食である。本文、中和院での神事次第の後には、念を押すかのように、次の一文が添えられている。

神祇官にて行はるゝをり、まづ官の庁へなりて、帛の御装束奉りて、神祇官へ行幸あるなり。

神今食は、中和院でなく神祇官にて行うこともある。その場合、天皇は、まず太政官の官庁に出御、斎服を着し、そこから神祇官に向かうのであると。

『北山抄』は、「若依禁中穢及御物忌等、付所司者、上卿就神祇官之行之。」として、その次第を載せ、『江家次第』もまた「神今食事〔又説〕」の項で、「有行幸時、於中和院行、無行幸時、於神祇官被行」と明言する。『西宮記』の勘例等によれば、天皇

の神祇官行幸の例もあり、あるいは、上卿以下が中和院で代行したという例もある。だが、少なくとも十二世紀の初め頃までは、原則として、神祇官での神事は諸司代行の場合であり、神祇官行幸は中和院の火事など緊急の場合に限るとされていたわけである。実際そうでなければ、先述の方忌を理由とする不出御など、極めて稀な違例の事態であつたはずだ。

では、天皇の神祇官行幸についての『建武年中行事』の記事は、全く根拠のないものであるかと言え、そうでもなさそうである。建保二年（一一二四）以降の成立とされる『年中行事抄』「神今食事」には、「旧例於中院行之、近代於神祇官行之。有行幸之時、卜小忌侍臣。於上卿參議弁等者、毎年卜之。」とある。神今食の祭殿は、かつては中和院であつたが、「近代」では神祇官で行うようになったという。

但し、中和院から神祇官に祭場が代つたという指摘は、天皇親祭の本儀を前提としたものではなからう。この頃、天皇の不出御は、既に常態化していた。年中行事として神祇官で行われるという「近代」の神今食は、諸司代行によるものである。中和院への行幸が廃れた今、神今食の祭場は専ら神祇官となつた。その神祇官に、毎年のことではないが、時に行幸もある、ということではなからうか。

『建武年中行事』より、やや遅れるが、貞治五年（一一三六）十二月二二日に催された『年中行事歌合』三三番左「神今食」の判詞（執筆は二条良基）には、「昔は八省中和院に行幸有て。身づから神膳を備給ひける也。今は神祇官などにて有にや。」とある。天皇親祭は「昔」のこと、「今」は神祇官で臣下が行う、ということのである。

神祇官行幸は、遠からぬ過去の一時期に実施されたこともある親祭の一形式であつた。だが、それさえも、『建武年中行事』の時代に

は、既に廃絶していた可能性は高いのである。

神今食は親祭を本儀とするという認識そのものは、『建武年中行事』の時代にも、確かに生き延びてはいた。しかし、それは、現実に実行される可能性の極めて乏しい形式であった。にも拘わらず、『建武年中行事』の関心は、親祭としての神今食にのみ注がれている。しかも、その記事の中心は、あくまでも中和院行幸の儀である。近い過去に行われたという親祭の形式、神祇官行幸についての叙述は、ほんの付言程度のものに過ぎない。遙か昔に失われたはずの親祭の次第を記しながら、後醍醐天皇は、この祭儀に何を見ていたのだろうか。

長い回り道をしながら、ようやく、神今食の次第に取りかかるところまで辿り着いた。中世の神今食のありようについて、考えてみたいことは、まだまだ残されているのだが、次第に関わる問題であれば、この先、多少とも触れる機会はあろう。以下に項を改めて、しばらく本文を読み進めることとしたい。

注

- (1) 『殿暦』天仁二年(一一〇九) 四月五日条によれば、白河院は、これを父後三条の説としている。
- (2) 『古事類苑』「月次祭、付神今食祭」、東京堂『年中行事辞典』、『国史大辞典』等。
- (3) 例えば藤原兼実は、神今食は奉幣を伴わず、月次祭と神今食は同日に行われるものであるとして、両者が互いに独立した神事であるという見方を明確に表明している。『玉葉』建久二年(一一九一)十一月二二日条。
- (4) 『中右記』保延元年八月二四日条
- (5) 『江家次第』「新嘗祭」の別項「神祇官儀」にも「依_レ無_レ中和院行

幸、於_二神祇官_一行_レ之」とある。なお、『神道大系』は、中和院なきにより神祇官に行幸し行うと訓むが、その次第は、行幸の儀ではなく上卿以下によるものである。『新訂増補故実叢書』に拠り、訓みを改めた。

- (6) 『建武年中行事』は、九月十一日の「例幣」の記事に於ても、「行幸あり。」として、その次第を記している。

○親祭の叙述

『建武年中行事』の神今食の記事は、天皇の行動を中心に、ほぼ時間軸に沿った展開となっている。殊に、それぞれの次第について主となる作法を設定し、それを核とした場面構成のなされているのが特徴である。

戌のはじめに出御。はくの御装束をたてまつる。内蔵寮てうず。夏はずし、冬はねる。これよりさき、まづ大忌の御湯をめす。うらにあひたる上卿、陣につきて弁を召して、諸司のぐふをとふ。小忌、御灯を供す。もとの灯をけちてともしあらたむ。上卿・宰相・弁・少納言・外記・史、うらにあひたる人、小忌をきる。近衛司・藏人みなきる。関白、鬼間にてきる。

当日戌刻、天皇は、中和院に行幸のため南殿に出る。それ以前に、天皇は、神事に臨むための潔斎の仕上げとして「大忌の湯」を召す。同時に、行幸に従う小忌たちも、神今食奉仕の準備を進めている。陣座には王卿が参集し、清涼殿では忌火御殿油が供される。『西宮記』「神今食」の「中院儀」の項、及び『北山抄』「神今食事」等によれば、小忌以外の者は灯火を改めるより以前に退出し、それ以後は殿上せずという。天皇と、神意に叶った小忌のみに許される神聖な時間が、この瞬間から流れ出すのである。

だが、本文の記述を見る限り、その主たる関心は、行幸の天皇と扈從の者たちの、装束のことにあるようだ。やや極端な言い方になるが、本文に、天皇の装束について述べた後、「これよりさき」と、一旦、時を遡らせるのも、つまりは、供奉の者たちが皆、小忌衣を着るという事を記すためではないかと思う。

天皇の装束は、内蔵寮の調進する帛の御衣。白地無紋の袍で、六月は生絹、十二月は練絹を用いるという。冠・帶も無紋。供奉の王卿を含む小忌十人は、前日に神祇官に於て卜定される。内訖は、親王・納言以上・参議各一人、少納言・弁・中務・宮内の少輔各一人、次侍従以上三人を基準とする。⁽¹⁾但し、『建武年中行事』の神今食記事に於ては、本来、小忌王卿の筆頭であるはずの親王は、全く登場していない。ここでは詳述しないが、おそらく、臣下が神祇官で行う際の慣例に拠るものと思われる。⁽²⁾

この他、行幸には、近衛・兵衛や検非違使等も扈從する。それらの者たちは全員、藏人所から賦与された小忌衣を、袍の上に着るのであるという。

天皇と扈從の人の装束について詳述することは、儀式書の類には、まず見られない。そうした関心の持ちようは、次第の骨格を記すことに比重の置かれる儀式書よりも、どちらかと言えば、特定の「職」に関わる作法書のそれに近い。例えば、『蓬萊抄』「神今食行幸事」もまた、扈從の侍臣の装束について、極めて詳細に記している。当書は、十二世紀前半、藤原重隆が殿上人の心得として記したとされる。天皇と近臣との共有する内廷的な儀式世界が、感じられるところである。

付言すれば、『建武年中行事』の神今食記事は、この他にも、しばしば『蓬萊抄』と共通する作法を取り上げている。だが、両者の記

述内容は、必ずしも一致しない。この場面で言えば、『蓬萊抄』には、「凡今日扈從人、除^二執柄殿下^一之外、皆着^二小忌衣^一。」とあるのに対し、本文では、関白もまた鬼間にて小忌衣を着るとするように。仮に『建武年中行事』が『蓬萊抄』を典拠としたとすれば、誤読と言うには、違いが明白に過ぎる。『蓬萊抄』は、何らかの形で執筆の資料となったかもしれないが、典拠として直に当たったものではないだろう。

さて、装束を整えた天皇は南殿に出て、中和院に向かうため輿に乗る。

南殿に出御。内侍、例の如し。反閉なし。御輿葱花なり。鈴の奏なし。すけ渡で、御輿南階によす。上首のすけ、劍璽の役つとむ。御輿にめさる。けいひちなし。

天皇が清涼殿を出て南殿に渡る際、劍璽の掌侍が従うことは、節会等、常の作法に同じ。だが、掌侍が劍璽を捧持するのは、天皇が殿舎の内にある間に限られ、屋外では、天皇の輦の内に置く。内侍から劍璽を受け取り、輿に安置するのは、近衛次將の役。⁽³⁾これは、神事に限らぬ行幸一般の作法であるが、神事の場合のそれについては、さらに定法がある。

神事行幸では、行幸一般には必ず行うところの、陰陽師による反閉や近衛による警蹕等、靈鎮めに類する行為を忌む。少納言による鈴奏もない。なお、本文には記さないが、『西宮記』以下は、神事行幸の作法として、「太刀」を携行しないということを特記する。その「太刀」とは、朝廷伝来の宝物である「大刀契」のうち「大刀」のこと。行幸一般では、大刀・契ともに乗輿の前に候するが、神事には、契のみで太刀は無いというのである。ちなみに、大嘗祭には、大刀・契ともに携行する。『建武年中行事』は、「大刀契」には無関

心なようだ。

神事の行幸、特に諸社行幸等に普通に用いられたのは、葱花輦である。本文も「御輿葱花なり。」とする。但し『西宮記』以下の儀式書、及び『小野宮年中行事』『蓬萊抄』等の作法書は、いずれも、中和院行幸の際には、天皇は「腰輿」に御すとしている。

これに関しては、一条兼良の『江次第鈔』『中和院神今食』に、「御腰輿、幸中院。但自里内行幸時、駕葱花也。」との説がある。平安宮内裏の場合、中和院は内裏に隣接しているから簡便な腰輿で事足りるが、里内裏からの行幸であれば、ある程度の距離もあり、格の高い葱花輦を用いる必然性も出て来る、と言うのであろう。『江次第鈔』は言うまでもなく『江次第』の注釈書だが、明らかに『建武年中行事』を参考にしたと思われる記述が、まま見られる。この説も、あるいは『建武年中行事』の記事に対する解釈を含んで、立てられたものではないかと思う。

月華門・陰明門などを出でて、中和院にいたる。大忌の公卿、輿につきて、御輿過ぎさせ給ふほど、すけたれたれか待と問ふ。おの／＼名謁す。御輿、神嘉殿の南向の壇によす。すけかはらず「神事にはかくの如し」。

天皇の輿は、月華門、さらに内裏の西門である陰明門を出て南行し、中和院の南門である宮城門に向かう。陰明門の南、行幸の道筋には、中和院の東隔に沿って、大忌の王卿、及び諸司・諸衛の輿が設けられ、一同は、乗輿を迎えて輿の前に立つ。本文では、この時、「御輿過ぎさせ給ふほど」に、近衛次将が名対面を行い、大忌の公卿がこれに答えて、それぞれに名告るとしている。

しかし、これは極めて違例の記述である。行幸一般の作法として、名謁は、天皇が輿を下りて本宮あるいは行宮に入る間に行う。神今

食の行幸に於ては、中和院での神事を了えて内裏に還御の際、輿が中和院を出たところで大忌王卿の名謁を行い、南殿に着いたところで小忌王卿の名謁を行うのである。『西宮記』『神今食』『中院儀』の項には、「還御〔御輿出〕中和院左。次将問、誰。大忌王卿立幕前名謁。」とあり、他の儀式書・作法書・記録の類に於ても同様。出御の際の事としているものは見当たらない。本文の記述には、資料の誤読なり記憶違いなりといった、何らかの錯誤があろう。

中門が開かれ、天皇の輿が、中和院の正殿である神嘉殿の南正面に寄せられる。この時、それまで輿の左右に供奉していた近衛次将は、下御とともに南面すべき天皇に合わせて位置を替え、左右近衛としての本来の形にシなくてはならぬはずである。通常の行幸であれば、そういう決まりなのだが、神嘉殿に於ては、左右の次将はそのままに、位置を交替しない。『北山抄』は、その理由を、行幸の路程が短いためか、としている。本文の「すけかはらず」とは、この作法について述べたものだろう。

この場面の核となるのは、神嘉殿行幸に伴う近衛次将の二つの作法。大忌王卿に対する名謁と、下御の際にも左右立ち替わらぬ決まりと、である。内裏を出て中和院に向かう天皇の動きに併せて、その「近き衛り」の果たすべき役割が説かれるのである。それにしても、名謁作法についての記述に見られる明らかな錯誤は、不審である。神今食の記事が、編者の実体験に基づくものである可能性は、かなり低い。少なくとも、この辺りまでの記述に限定して言えば、それが「故実としての神事行幸」であることは、ほぼ確実である。さて、輿を下りた天皇は、いよいよ神事場に臨むこととなる。

下御。神嘉殿のひさしより入らせ御、大床子の御座につかせ給ふ。此所に承塵はりて、白木の大床子たつ。御座しるべりなり。

四の角にしら木のとうろをしら木の机におく。関白の座をまうく。所々にきぬの幌かけたり。劍璽、大床子のうへにおく。

神嘉殿は、母屋は七間、行二間。四面に廂。母屋の中央三間は塗籠で、これを「神殿」と称する。東西の二間も塗籠で、西を天皇の控えの間、東を内侍あるいは采女等の候所とする。南庭は、東西から南正面にかけて幔幕を引き渡し、三方から囲う形とする。さらに、その内には、東西に苦葺の仕切りを立て渡し、中門に面する南正面には斑幕を引く。ちなみに、小忌の王卿の候所は、幔幕の囲いの外。殿舎は東西に翼廊を持ち、各端に二舎を付属させるが、小忌の座は、その西舎に設けられるという。

天皇は、神嘉殿の西の隔殿に入り、大床子に着く。以下、本文の「此所に」とは、天皇控えの間である神殿西隣の塗籠のこと。大床子に着いた天皇の目に映るはずの、屋内の様である。西塗籠のしつらいについて、『延喜掃部式』には、「敷長席。立床一脚。供御座。」とある。また、『江家次第』によれば、神殿と西塗籠とは、いずれも、上に「信濃布承塵」を張り、四隅には「白木床子」を立てて、その上に白木の燈楼を置くという。本文の記述も、それらの定式から大きく外れてはいない。だが、この場面では、何よりもまず、明らかに天皇の視線を強調した、その筆の運びに注目しておきたい。神事に臨む天皇は、まず、西の隔殿から西廂に設けられた湯殿に移る。

とのもんれう御ゆるまるらす。御舟にとるなり。めすほどにうめたり。そののち、ひの口より七たびまゐらす。山陰の中納言子孫なる蔵人、御湯の事をつかうまつるなり。その人なれば、外せきにも末なる又えたり。頭もしは五位蔵人の中、これも山かげの末、御湯殿にまゐる。うへのきぬぬぎて、上に明衣をき

たり。下襲おなじく着せず。神殿の方にむかひて、七たびこれをそぐ。

湯殿の儀に奉仕する殿上人の作法については、『蓬萊抄』が、およそ次のように説いている。

湯殿には、四位殿上人と六位蔵人各一人が勤仕する。これは、山蔭・西宮・観修寺等の一族が務める役で、近衛司の者が望ましい。湯殿役の二人は、殿舎の壁下にて表衣・下襲等を脱ぎ、明衣を着る。四位は昇殿し、六位は屋外の戸の下に立ち、主殿寮官人に命じて樋の口より湯を注がせる。四位が、まず湯の寒温を試す。左手で掻き合わすこと七度。蔵人が、続けて湯を整える。

本文も、これとほぼ同内容を説くものと推測される。「神殿の方にむかひて、七たびこれをそぐ。」は難解だが、『江記』天仁元年(一一〇八)十一月二日、鳥羽天皇大嘗祭の記録には、御湯を入れること七度、次で湯殿役の左衛門佐藤原頭隆が右手で御湯を合わすとし、これについて「向神殿方攪遣御湯七度」と、本文同様の記述がある。『蓬萊抄』の言うところとも併せ考えれば、ここは、湯殿役の四位が、中央塗籠の「神殿」に背を向けぬ体勢で、湯を七度掻き合わせ整えるというのであろう。

尤も、これについては、別の解釈もある。『江次第抄』は、「或抄曰」として、湯殿の儀及び次の装束の次第について『建武年中行事』と同題の文を載せているが、当該部分を天皇の所作を言うものと解し、「下御槽。先以御湯、向神殿方、七度灑之。」と説いている。即ち、湯船に下りた天皇が神殿に向けて湯を注ぐ、というのである。しかし、「七たびこれをそぐ」のが天皇であるならば、本文では必ずや敬語を用いるはずである。それがないのは、臣下の所作だからである。『江次第抄』の言うところの小忌の湯の作法は、どこか呪術

めいて興味を惹くが、やはり『建武年中行事』の記事の誤読から生まれた説であろう。

さて御舟に御ゆかたびらめしていらせ給。三杓めして、天の羽衣「御ゆかたびらをいふなり」、舟のうちにぬぎすて、更に内蔵寮の御ゆかたびらをめしてあがらせ給ふ。

湯殿の用意が調うと、天皇は小忌の湯を召す。但し、『建武年中行事』の関心は、『江次第鈔』のそれとは違つて、御浴の作法などよりも、むしろ装束のことに向けられているようだ。これについては、次の次第と一続きに見て行くと、さらに分かりやすい。

其後、帛の御装束をめす。内蔵寮のたてまつれるをぬがせ給ひつれば、また縫殿寮のたてまつれるを、うるはしき斎服にはたてまつるなり「これは冬もすゞしなり」。内蔵寮のたてまつれる御幘を御かうぶりの巾子のねにむすぶ。かたかぎなり。御纓の下よりまへに引きまはすなり。御かうぶり無文、御帯むもんの巡方、うちく御用意あるなり。大炊の御かどの流、経実の大納言のすぢになん、今も御装束、口伝ありてめされける。

内裏から中和院に向かう時、天皇の装束は、内蔵寮の調進になる帛の御衣であつた。湯殿の儀では、これも内蔵寮の供するところの「天の羽衣」と呼ばれる湯帷を纏う。本文のように、纏つたまま湯船に下りるといふ作法を採れば、上る際には別の湯帷を纏うことになるが、これも「天の羽衣」である。本文の言うところは、湯殿の儀を経たために、内蔵寮の帛の御衣を脱いでしまつたから、改めて正式の斎服として、縫殿寮の調進になる帛の御衣を着るといふのである。

無文巡方の帯、冠も無文。冠の巾子には、内蔵寮の供する「幘」を結ぶ。「御纓の下よりまへに引きまはすなり。」というのは、なか

なか理解し難い文であるが、『冠帽図絵』の図等によれば、冠の纓を、巾子を越して後ろから前に取り、先を折り返して、その上を絹布で結び、余りは後ろに垂らす、ということのようだ。

それにしても、このような装束等に対する関心の持ち方は、一体どういった種類のものなのだろうか。

次に引くのは、二条良基による永和元年（一三七五）十一月二三日、北朝後円融天皇の大嘗祭卯日の記録から、装束の次第を述べた部分である。

御湯はてて、又帛の御装束をめさる。幘とて、御冠の巾子をすゞしのきぬにてまとはせ給ふ。これ又大神事の御装束なり。御装束師は二たびながら大炊御門大納言勤仕せらる。代代此家ならでは、御装束の秘事口伝をば伝たる人もなきとぞ承る。

冠の巾子に幘を結ぶといふ「大神事の御装束」。その作法を伝える装束師の家。「秘事口伝」を知るものは、今では大炊御門の流れのみという。

『建武年中行事』の文章を、もう一度振り返つてみよう。

大炊の御かどの流、経実の大納言のすぢになん、今も御装束、口伝ありてめされける。

その口振りには、良基の記録と全く同質の感慨が含まれてはいないだろうか。

良基の大嘗会記は、全体に懐古的な調子が強い。失われつつあるいにしへの作法が、それでもなお脈々と受け継がれ息づいていることに対する賛嘆の念が、そこかしこで表明される。尤も、この記録は、匿名の見物人の筆になるものとして、語り手を仮構している。従つて、そこに示された意見や感想を、良基本人のものとは真正直に受け止める必要は、必ずしもない。ただ、そうした手法を通して、

良基が如何なる世界を描こうとしたかを読み取ればよいのである。

良基の語り手は、前段の湯殿の条に於ても「六位は山蔭流をもちゐるられ侍事なれども、其子孫なきによりて、この度はたゞの六位つとめ侍る。無念の事なり。」と、秘事口伝の家筋に対する拘りを述べ、さらに、「あまの羽衣」を纏った御浴の様を「いとかうくしくめづらしき御行水のさまなり。」と讃えている。『建武年中行事』は、自身の関心の在処について、件の語り手ほどに多弁ではない。しかし、神事作法に対する両者の態度に、往古への憧憬という共通の要素があることは、十分に看取できると思う。

『建武年中行事』が、神今食に何を見ていたか。その答えは、徐々に手繰り寄せられて来ているようだ。だが、神今食の次第は、まさにこれから核心に入ろうというところである。今しばらくは、一層の慎重を期しつつ、本文を読み進めなくてはならない。

御服ののち、うねべ時を申す「亥二」。内侍髪あげて、神殿に参りて寝具を供す。

采女が亥の一刻を告げる。夕御膳の神事が始まるのである。また、髪上げ姿の内侍が、縫司を率いて「神殿」即ち中の塗籠に参り、神座に衾等の寝具を供する。だが、それを言うためには、神座のしつらいを説かねばならない。そこで本文は、一旦、時を廻らせる。

これよりさき、左右近のつかさ、殿の東西に陣をひく。開門・闌司などはて、上卿以下、神殿のまへにつらなりたつ。左右近中将おのく一人、すゝみて靴をぬぎ弓箭ときて、南戸の左右のとばりをかゝぐ。打払の筥・さか枕・八重畳など、上卿・参議・弁・少納言・外記・史、しだいにこれを供す。

中門を開き、小忌等が神座を搬入する。『西宮記』以下は、親王が打払の筥を執り、納言・参議が坂枕を昇き、弁以下が八重畳を昇く

等と指示するが、本文では、やはり近衛次將の作法が中心である。神座の搬入及び撤去の際に、左右近衛次將は、神殿の南戸を開き、内に懸けられた幌を掲げ持つ。この作法について詳細に記しているのは、後鳥羽院の撰述とされる『世俗浅深秘抄』だが、ここでは特に、『建武年中行事』の本文と比較した場合に注目される所説のみを紹介する。

まず、『世俗浅深秘抄』によれば、神殿の幌を掲げる役に当たるのは、本文に言う「中将」ではなく、多くは少將であるという。また、左右近が陣を引く作法について、左近が西、右近が東と、念を押している。これは、先にも見た通り、中和院行幸に於ては、左右立ち替わらぬためである。『建武年中行事』は、ここでは、「左右近」が「東西」に陣を引くとしているが、これは先の本文と矛盾しないだろうか。それとも、単なる慣用的な言い方として、看過すべきであるうか。

もう一点。神座搬入の際に、次將は「臨_二其期_一」即ち、神座が南階に至る段になつて陣を離れ、南階の脇に進み寄り兵具を解く。『世俗浅深秘抄』は、これが正式であるが、「近代只不引陣。自幔_二邊_一進寄。雖異説有便宜。」とする。「近代」では、陣を引くことを省くというのである。『建武年中行事』は、他の儀式に関しては、多く「近代」の説を採る。だが、神今食については、スタンスが異なるのだろうか。

内へとり入ぬれば、掃部のかみ参て、神座をしく。南枕にしく。先一丈二尺たゝみ、そのうへに六尺の畳四帖、枕のかた二帖はうらあり。その上に九尺の畳七帖、そのうへに八重畳しく。九尺の中、一帖をいさゝか東に引きいでて、うちはらひの筥をおく。さか枕は八重畳の下に枕にしく。

殿内に候する掃部の官人は、小忌の王卿から神座を伝え受けて、これを神殿中央に敷く。内侍は、神座の上に寝具を供する。

内侍参て、御ふすまをやへだ、みのうへに奉る。御櫛・御扇、そばにおく。御くつ、御あとにおくなり。

八重畳の神座、及び、その傍らに設けられる神饌供御のための御座・短帖の敷設については、『大内裏図考證』に『建武年中行事』の当該本文に基づく図を載せる。他にも、記録等に基づく諸説の紹介は既に十分になされているので、考証は全てそれらに譲る。

ただ、八重畳の設けられる意味に関連して、興味深い事例があるので、『建武年中行事』の本文からは少し離れるが、簡単に触れておくことにする。それは、天皇の行幸がない場合に寝具を供するか否かが問題となる、という事例である。

前項にも述べたが、『江家次第』は、天皇の行幸がある場合は中和院で、行幸なく上卿以下が代行する場合は神祇官でと、明確に区別している。その『江家次第』は、「神祇官神今食」の項で、神事次第を、上卿以下の神座搬入、諸司による神饌供御と記した次に、「供神衾等」歟「能可」令「尋」之」とする。また、神饌を供し了り撤するとした次にも、やはり「撤」寝具「可」尋「之」としている。つまり、神座は設けるが、寝具が必要かどうかは確定できないというのである。

神座が単なる御座であるならばともかく、枕が設けられているのであるから、これは寝座である。その御寝の座に、衾等が不要ということがあるのだろうか。また、神事の開始以前に、上卿は内侍の参不を問うことになっており、行幸がないからといって、内侍までもが参仕しないということはない。寝具を供する役の不在といった理由ではないのである。『江家次第』は、何に不審を抱いているのだ

らう。

折口信夫が、大嘗祭の神座を天孫降臨神話の真床覆衾に比定して以来、神座の意味について論議のあることは、周知の通りである。今仮にそれらの意見を大別すれば、天皇がここで何らかの秘儀を行うのであるとする説と、祭神がここで休むのであるとする説との、二つに分かれるであろう。

深読みを承知の上の推論であるが、『江家次第』の不審は、前者の説に類する考え方を背景にしているのではないかと思う。神座が祭神の休み所であるとすれば、行幸の有無に拘わらず寝具の設けは必須であろう。一方、神座は天皇の秘儀のための設けであると考えた場合、行幸がなければ、これを省くという案も出て来るのではないか。

但し、全く実理的な理由から、臣下のみで行う神今食に、神座そのものは欠かせぬのである。儀式次第から神座の搬入と撤去を削れば、そこでの小忌王卿の役割は、諸司による神饌供御を見守る以外、何もなくなってしまう。だが、内侍による寝具の設けは、神座搬入の後に神殿内部で行われるのであるから、これを省略しても、特に儀式の形が損なわれるということもない。神座は設けるけれども、寝具は如何とする問いかけが、こうして生まれるのではないか。

改めて念を押すが、この論は、大嘗祭や神今食等の原型を探ろうとするものではない。また、儀式やそれを構成する要素に対する意味付けは、必ずしも時代を超えて生き続けるわけではなく、時に応じて変化し得ると考えている。右に述べたのは、神座の持つ固有の意味ではなく、あくまでも、『江家次第』の時代に、そうした解釈の行われた可能性がある、ということである。

さて、再び『建武年中行事』の本文に戻る。

内侍しぞきて、神殿に入御あり。神座の東に、巽むきに半帖を

敷て御座とす。笏正しくしてつかせ給ふ。揖あり「この揖は、人しらぬ事なり」。

夕御膳の供御。本文は、神饌行立の次第など記すことはしない。以後は全て、神殿内の天皇作法である。

天皇は、八重畳の東に敷いた御座に着き、威儀を正し、一揖するといふ。祭神に対する揖であろう。本文の注記に、「この揖は、人しらぬ事なり」とあるが、確かに、儀式書その他に当たってみても、着座の時の揖のことは見られない。一方、『江家次第』『大嘗祭』等は、神饌供御の後、共食の際の作法として、拍手・称唯、並びに「低頭」を記すが、これに相当する記述は、本文にない。

その前に又短帖を敷て、そのうへに神座を供す。陪膳のうねべ、神食薦もちて参て、短帖の上にししく。しんどりのうねべ、御食薦を持てまゐる。陪膳とりてししく。ひらではこのはこ、御はん・なま物・干物・くだ物のはこども、次第にまゐりぬれば、うねべひらでを取てまゐらするに、次第に入れさせ給ふ。おき様、二のやうあり。二行にすう。五出のやうなり。神今食は、五出たよりあるなり。ひらですくなきゆるゑなり。くはしきやう次第に見えたり。

天皇の御座の前に敷かれた短帖が、神饌供御のための座である。最姫と呼ばれる陪膳の采女が、「神食薦」を短帖の上に敷き、さらに、「御食薦」を後取の采女から伝え取つて、その傍らに敷く。次で、葉盤管以下の供物を、陪膳が後取からの手伝えで御食薦の上に置く。次で、天皇が陪膳から葉盤を受けて、一々に御飯以下の供物を盛り、これを陪膳が神食薦の上に並べ置く。供物を神食薦の上に並べる、その置き方には、「五出」と「二行」との二通りがあり、神今食は大嘗祭・新嘗祭の場合に比べて葉盤の数が少ないので、前者

が便宜であるという。

ところで、中世の天皇は、神饌供御の作法を、臣下の与り知らぬ最重要の秘事として、代々口伝等により伝えた。その一端は、天皇自身の記録に伺い見ることができ、中に、『建武年中行事』本文の読解とも関連するような、興味深い記事がある。

『後鳥羽院宸記』によれば、建暦二年(一一二二)十月二一日、後鳥羽院は「陪膳采女越中」を召し「大嘗会卯日御陪膳儀」を問うた。越中は「安芸の仮名記」と称する草子一帖を持参したが、院の所存と異なる所もあつたため、供御の次第を詳しく教訓した上で、それらの説をよくよく秘蔵すべしと命じたという。「安芸」は十二世紀半ばに実在した采女の名。藤原忠実の談話を記した『富家語』にも、供御の次第に通じた重代の者として追想されている(九一話)。この日、陪膳役を召したのは、順徳天皇の大嘗祭を間近に控え、詳細を打ち合わせるためと思われる。

院は、この日の記に、供膳の様や神座・短帖等の置き様は「諸家記説々」「不同」とし、供物の据え様をも含め、それらを悉く別紙に記すと述べている。儀式書の他、天皇の日記、執柄家の家記等も勘案した研究の成果を、後に伝えようとしたのだろう。さらにこの後、「殊秘説三个事、猶重注之。」として、三の秘説を次のように示している。一に神座・短帖等の置き様を图示した上、頭書にて説明を加え、二に「陪膳采女居於神食薦様。天皇令盛給テ後、居神食薦時様也」として「二行」「五出」の二説を図とともに紹介し、三に「刀自采女」以外は諸家の知らぬ秘事として、供御の御飯が米二杯粟二杯の四杯であること、天皇の料も同じ米粟の飯二杯であることを述べらる。

『建武年中行事』の本文との関連で注目されるのは、まず、第一の

神座・短帖等の説明中に、「或記曰、短帖神座敷。然而、新儀式・清涼抄心不然。両食薦、敷短帖上。為神座者、何可然乎。」とあるところ。『建武年中行事』本文は、天皇の御座の前に敷く短帖に「神座」を設けるとする。院は、本文と同様の説があることを認めたと上で、これに異を唱え、神食薦・御食薦ともに短帖の上に掛かるように敷くことから、短帖が神座であるはずはないとしている。

また、第二の、「二行」「五出」の紹介。長くなるので引用は省くが、要するに「二行」というのは、全部で三二の葉盤を置くのに、まず各五の葉盤を横二行に平行に並べ、二行の間に一の葉盤を置き、それから十一の上に次々を重ねて、およそ三重にする。「五出」は、五の葉盤を円形に、中に一の葉盤を置いて、それら六の葉盤の上に次々を重ねるので、およそ六重になる。院によれば、「二行」は白河院の説、「五出」は件の采女「安芸」の説という。院は、前者を上説とし、後者を次説とするが、『建武年中行事』本文にある通り、葉盤の数が少なければ、後者の方が却って好都合なのかもしれない。

それにしても、「二行」「五出」の二葉の葉盤の据え方は、院にとつては「殊秘説」の一であつたのに対して、本文では「くはしきやう次第に見えたり。」と、実に淡泊な扱いである。「次第」とは、当時の用法から考えて、儀式書や記録の類を言うのだろう。この場合は、特定の「次第」を指すとも受け取れるが、それでも、「次第に見えたり。」との言い方は、編者自身の手で詳細を記した別記の類を参照せよ、というのではなさそうである。つまりは、「次第」と言うだけで通るような、ある程度一般化した儀式書、もしくは諸家による大嘗祭の記録等を見ればよい、というのであろう。

院は、秘説の紹介を、次のような訓戒で締め括る。「家々記」は様々の説を載せるが、大方は首尾の叶わぬものばかりと思う。だか

ら「雖違此図、向後以此説、莫仰聞如弁。只臨時又如本可改也。」即ち、秘説を伝授したからには、これを遵守すればよい。大嘗祭の本番に臨んで、たとえ本説と異なつた仕儀になつていたとしても、うるたえて弁官に尋ねたりしてはならぬ。その場で正しい形に改めればよいのだ、と。院は、これを天皇家の「家記」として綴っている。大嘗祭の作法を秘説として記すことで、他の「家々記」との違いを際立たせ、天皇「職」の固有性を確認しようとしている。

だが、『建武年中行事』の本文からは、天皇作法の固有性に対する強い執着といったものは、あまり感じられない。神今食の天皇作法は、湯殿の儀や神事装束の作法と、殆ど同一のレベルに置かれていてのではないか。叙述の中心には常に天皇があり、場面は天皇の視線を追うようにして展開する。しかし、観修寺や大炊御門といった家々の伝える秘説、それらに向けられる敬慕の眼差し以上の特別のものが、天皇自身の所作に注がれているとは思われない。それは、『建武年中行事』が、天皇家の「家記」として書かれたものではなく、天皇「職」の後継者に向けて書かれたものではないという、ただそれだけのことを表しているのだろうか。

かゆまゐる。しろき・くろきまゐりて、本柏にてそゞぐ。なうあひの御飯・みきまゐりぬれば、宮主のと申す。うねべまた申して後、しだいにまかるなり。

粥を供し、白酒・黒酒を供して、神饌供御が終わる。酒は、本柏の葉を以て、数度に分けて神饌の上に注ぐのである。その後、天皇共食。采女が天皇に、御飯と酒とを、これも数度に分けて供する。ここで数度と言うのは、神今食と新嘗祭・大嘗祭とは、数が異なるため。また、共食の儀に際しては、その都度、拍手・称唯、並びに「低頭」の所作のあること、先に触れた通りである。宮主が中戸

の外で祝詞を唱え、陪膳もまた祈る。前出の『江記』には、「陪膳欲取神食薦」私祈曰、先可挾給¹⁷之物、後爾挾給比及諸咎有¹⁸止毛神直保比大直保¹⁹受給へ」とある。

はじめまづ御手水まゐる。其後いさゝか祈念の事あり。はて、のち、又御手水さきの如し。猶秘事どもはしるすに及ばず。其後かへりいらせ給ふ。

手水の事は、神饌供御の前後にある。本文に「はじめまづ御手水まゐる。」とあるのは、神饌供御を了えた天皇が、神殿から西の隔殿に移る前に、手水を使うということを述べようとして、先にもこの事ありと想起し、時を遡らせたわけだ。

その文脈からすれば、「祈念の事あり。」とは、供御を始めるにあたって、天皇が祭神に祈ることを言うのだろう。前出の『後鳥羽院宸記』によれば、後鳥羽は十月二十三日、大嘗祭を控えた順徳に、「公家於悠紀主基神殿、可被行請申詞」を伝授したという¹⁸。これも引用は省くが、その趣旨は、伊勢の天照大神と諸神に向けて、国家の安泰を謝して新穀を供える旨を述べ、天皇の身に災厄の及ばぬ事を祈請するものである。後鳥羽は、これについて「代々此事不載諸家記、又無知人歟」とし、「最秘藏事也」「殊秘藏事也」と繰り返し述べている。

さて、問題は、「猶秘事どもはしるすに及ばず。」という一文である。神事の全体を振り返って、この間には、なお幾つかの「秘事ども」があるのだが、それらについて、ここに記すわけには行かぬ、と釘を刺しているのだろう。だが、本文には、既に「人しらぬ」掛のことが記され、「祈念の事」ありとも記されていた。それらは、「秘事」のうちにも入らぬのであろうか。諸家の知らず天皇のみの知り得る事が、さらに幾つもあると言うのだろうか。

尤も、中世の「秘事」は、現代のそれとは随分と語感が違う。中世の「秘事」は、家職に関わる知識や技術の相伝ということに密着した言葉であり、特定の作法をこなすための奥義といった意味合いを持つ。

後伏見院は、延慶二年(一三〇九)十一月二四日の花園天皇大嘗祭の前に、当月四日から十日にかけて、三度にわたり神饌の習礼を行ったが、その中で、神饌供進の作法について、「此大事、主上・執柄・陪膳采女外、更無知人。大概一融諸次第又如記録、載之。但委細、口伝説々・最秘事等、太以多々。」と述べている¹⁹。つまり、通り一遍の作法ならば諸次第や記録の類に載っている。但し、その「委細」について、「口伝説々・最秘事等」が数多くあるというのだ。奥義たる所以である。

『建武年中行事』は、儀式次第を作法の連鎖として綴る。しかし、それらの作法の「委細」を問うことは殆どない。これは、『建武年中行事』の記事一般についても、言えることである。家職とともに伝えられた作法を尊重しながらも、家々が他との差別化を図る手だてとし自己証明の手段として持ち伝えた家説の類、その細かな違いなどには、殆ど触れようとしない。ただ、「諸次第」や「記録」に載るレベルの、作法の概要を示すのみである。その中であつて、天皇作法の「委細」ばかりを、特別に示して見せるいわれはない。

一方、「秘事」とは、家職にまつわる奥義を言うのであるから、秘伝を受けた者は、時に臨めば公然と成果を披露し、それによって、正統の後継者たることを証し立てねばならない。公開に相応しい場でなければ、せめて、「秘事どもはしるすに及ばず。」と、アピールしておくことが必要なのである。

順徳・花園の例を見ても、神饌供御の作法の伝授は、大嘗祭の寸

前に行われたものらしい。後醍醐もまた、「秘事」の伝授を受け、内容を知った上で、このように記しているのだろうか。ここは真つ当に受け取っておくしかないが、それでも、『建武年中行事』の神今食記事が、果たして本中に在位中に書かれたものか否か、確実な判断はできかねるといふのが、正直なところである。

丑一刻に、暁御膳の供御。次第作法は、夕御膳と同じである。

みないで、うねべ参て、よひ・あかつきの神のおもの、ことなくゆゑなくまるりぬと申せば、よしと仰せありて、御湯かたびら給ふ。縫殿の帛の御装束、宮主にたまふ。

神饌等を全て撤去の後、采女が西の隔殿の天皇に、供膳の無事終了したことを報告する。その詞は、『西宮記』「神今食」の別項「中院儀」に「阿佐女・采女・主水、夕暁御膳平久供奉止申」とあり、『江家次第』「大嘗祭」等も、ほぼ同様である。儀式に用いられる定型の詞には、あまり大きな変化は見られぬのが普通だが、本文に記された采女の詞は、趣旨はともかくとして、かなり異つた形のものとなつてゐる。

采女の詞に対して、天皇が「よし」と告げれば、ここに神事は完了する。儀式書等は、天皇が装束を改めると言うのみであるが、本文の記すのは、単なる次第ではない。「天の羽衣」と称する湯帷も、所謂「大神事の御装束」も、神事の完了とともに消えるのである。止まつていた日常の時間が再び流れ出す、その瞬間から、それらは常の御衣となり、采女や宮主への祿として下げ渡され、二度と使われることはないのである。

この後、本文には、神祇官の儀についての簡単な説明が入る。これは、前項で既に扱つたので、繰返し引用することはしないが、この一文があるために、記事は、神今食についての補遺に入つたか

と思わせる。だが、そうではないのだ。

神膳のほどは、近衛府の幄にて神楽あり。よひの御膳のほど、とり物、から神までうたふ。夜もすがらうたひて、還御の御輿の左右にうたひて供奉す。声たえず。千歳をうたふ。月華門の内にてとまりさぶらふ。

天皇が神嘉殿を出る。すると、そこには朝の空気の中に、神楽の声が響いている。実は、神事の間、近衛府が神楽を奏していたのである。夕御膳の間に、採物の「韓神」まで歌い、さらに夜通し歌い続けて、小前張の「千歳」まで。楽の音は絶えることなく、還御の輿を左右から包むように響き続ける。あたかも、神上げする神楽の声に送られて神事の間を離れて行く神のように、天皇の輿は、中院を後にして内裏に帰つて行くのである。

『西宮記』「神今食」「中院儀」の項には、神事の間のこととして「近衛通神楽。」との注記がある。だから、『建武年中行事』が近衛の神楽を記し留めること、それ自体を問題とするわけではない。だが、実際の中和院行幸、その還御の様は、程ない行程の間に大忌王卿の名調を行うというように、よほど物々しいものであつたのだ。本文に描かれる情景は、厳しい警護の雰囲気から、あまりに懸け離れてゐる。

先述の通り、『建武年中行事』は、違例の選択によつて、還御の際の名調を排除している。その代わりに、還御の場面は、祭主としての天皇の神々しい姿を浮かび上らせるものとなつたのだ。それは、ちやうど、効果的に演出された舞台の幕引きを見るようである。

これまでに検討した通り、『建武年中行事』の時代、神今食・新嘗祭の親祭は、既に廃れてゐた。大嘗祭に共通する神饌供御の次第はともかくとして、中和院行幸の記事が編者の実体験に基づくという

ことは、まずあり得ない。おそらく『建武年中行事』は、故実の世界のみに存在する、「神今食なるもの」を記したのである。

これについて、もう一步、踏み込んだ推測をすることが許されるだろうか。

先に、二条良基の大嘗会記を引いて、これを『建武年中行事』の本文と比較し、その筆致に、共通の懐古的な要素が見られることを指摘した。実は、他にも共通点はある。仮名書き、語り口調、そして仮構された視点である。それは、古くは、貴人に近侍する女房に語りを仮託した王朝物語の叙法であり、近くは、所謂鏡物や女房日記等の叙法である。

良基の姉が後醍醐の女御となり、後醍醐と良基とが親近した一時期のあったことは、周知の通りである。だが、それ以上に、両者は、文化的素養や嗜好に於て、極めて近いものがあつたようだ。例えば、『原中最秘抄』によれば、良基は、河内方の学者である行阿(俗名源知行)から『源氏物語』の秘説奥義の伝授を受けており、後醍醐もまた同じ行阿に、家本の河内本『源氏物語』の書写を命じ献上させている。

後醍醐にとつて、故実としての「神今食なるもの」は、同時に「物語」としてのそれであつたかもしれない。良基が、後円融の大嘗会記録に事寄せ、匿名の語り手に仮託して「大嘗祭なるもの」を描き出そうとしたように、後醍醐もまた、天皇を語り手とし主人公とする「物語」としての「神今食」を創作したのかもしれない。

最後に、「解齋」の記事について、少しだけ触れておきたい。『建武年中行事』は、還御の場面の後に、十二日朝の解齋の粥・解齋の手水の次第をも記している。神今食の神事を、一日の忌火御膳を以て始まるものとし、それに照応するように、解齋を以て記事を閉じ

る。潔斎の開始から中和院行幸を挟んで解齋までを、一続きの儀式として捉えているのである。

だが、解齋についての検討は、とりあえず省略する。本文の記述は、『江家次第』『解齋事』と、ほぼ同内容。『建武年中行事』の記事としては比較的長文であり、中には興味深い天皇作法も含まれていて、編者の関心の持ち方には気を惹かれるが、全て、別の機会に譲ることとする。

注

- (1) 『貞観儀式』『神今食儀』等。
- (2) 『江家次第』『新嘗祭』別項「神祇官儀」に、親王座の設宮を記して「近例雖不參、猶設座」とする。既に十二世紀の当時から、神祇官で行う場合には、小忌の親王は参仕しないことが通例となっていたらしい。
- (3) 『北山抄』巻第九、羽林抄「行幸」に詳しい。
- (4) 『北山抄』『大將儀』の「神今食」の項にも、「還御之時、雖無警蹕・鈴奏等、有_レ名対面」「出_レ中和門」。左次將問「大忌王卿・侍從。」とある。『蓬萊抄』も「寅剋還宮。大忌上卿於陰明門外帳前名謁。右近次將問之。」というように、名謁は内裏への還御の際の事として、行幸記事の最後に記している。日記では、『山槐記』永暦元年(一一六〇)十一月十七日、新嘗祭行幸の記事が、具体的である。
- (5) 注(3)に同じ。当該部分は、「乘輿入承明門。」の次に「次將左右相替常立本方」「入自月華門及他処。皆如之。但、神嘉殿武徳殿不_レ然。」とある。また『江家次第』『新嘗祭』『中院儀』は、「倚御輿於神嘉殿南階」の注に「此間左近陣_レ右、右近陣_レ左」とし、「世俗淺深秘抄」もまた、中和院で近衛が陣を引く場合の定法を、「中院儀左西右東」「南庭也」。神祇官左東右西「同南庭」とする。
- (6) 『北山抄』『大將儀』、「神今食」の項。

- (7) 『江家次第』「中和院神今食御装束」、及び『大内裏図考證』卷第七「中和院」を参照。
- (8) 『江家次第』「中和院神今食御装束」
- (9) 『江家次第』「大嘗会」、『兵範記』仁安三年（一一六八）十一月二二日の高倉天皇大嘗祭祀、その他を参照。
- (10) 『永和大嘗会記』
- (11) 注(5)『世俗浅深秘抄』に同じ。
- (12) 『大内裏図考證』卷第七付録。他に、田中初夫氏『踐祚大嘗祭祀研究篇』第二章第五節二「神座」が、諸説を圖とともに紹介している。
- (13) 折口信夫「大嘗祭の本義」。最近の文献としては、岡田精司氏「大王就任儀礼の原形とその展開——即位と大嘗祭——」（『天皇代替り儀式の歴史的展開——即位儀と大嘗祭——』所収）、岡田莊司氏「大嘗の祭り」第三章「真床覆衾論」と寝座の意味、桜井好朗氏「祭儀と註釈」1—1「天孫降臨と大嘗祭」等がある。
- (14) 『江次第鈔』は「内侍率縫司等供寝具」に注して「内裏式云、縫殿寮供寝具、天皇御之者。而今唯與内侍藏人縫殿司、供之」とする。即ち、『内裏式』（逸文）には、縫殿寮が寝具を供する際に天皇自らがその場に臨むとの文言があったという。寝具は、単なる添え物ではあり得ない。
- (15) 『後鳥羽院宸記』建曆二年十月二日条
- (16) 一例として、『江記』天仁元年十一月二日、鳥羽天皇大嘗祭の記録には、葉盤を「二行」に据える様が記されている。
- (17) 注(16)に同じ。
- (18) 『後鳥羽院宸記』建曆二年十月二五日条
- (19) 『後伏見天皇御記』によれば、院は、十一月四日に采女を召して自身が神饌の習礼を行った。その上で、九日・十日の両日には、天皇の座所に陪膳の采女を召し、過去四度の大嘗祭に奉仕した采女に扶持を命じて、天皇に習礼を受けさせている。本文引用は、十一月九日条による。

- (20) 『年中行事秘抄』「新嘗会事」には、本文とほぼ同様の詞が載る。
- (21) 他に、『山槐記』（注(4)に同じ）が、還御の際の神楽について記す。
- (22) 『原中最秘抄』行阿識語。また『建武記』によれば、行阿は、延元元年（建武三、一三三六）当時には、左近大夫として後醍醐の武者所に候したことが知られる。

*本文出典一覧

- 『建武年中行事』『禁秘抄』『蓬萊抄』『年中行事歌合』
- 『世俗浅深秘抄』『永和大嘗会記』
- 『年中行事抄』
- 『江次第鈔』
- 『北山抄』『江家次第』
- 『中右記』『江記』『後鳥羽院宸記』『後伏見天皇御記』
- 『令義解』『延喜式』
- 以上、『群書類従』
- 『続々群書類従』
- 『続々群書類従』
- 以上、『神道大系』
- 以上、『増補史料大成』
- 以上、『新訂増補国史大系』
- 原則として旧漢字は新字体に改め、注記は「」内に一行書きとした。
- また、引用にあたって、『建武年中行事』については、和田英松註解・所功校訂『新訂建武年中行事註解』を参考に仮名遣い・文字遣い等を改め、『禁秘抄』『蓬萊抄』『江次第鈔』『年中行事抄』『永和大嘗会記』『後鳥羽院宸記』『後伏見天皇御記』については、私に句読点等を改めたり加えたりした。